動物実験に関する検証結果報告書

国立大学法人　静岡大学

動物実験に関する外部検証事業

（公益社団法人日本実験動物学会）

2026 年 3 月

日実動学-外検発　第 R8-24 号-報
2026 年 3 月 16 日

国立大学法人　静岡大学
学長　日詰　一幸　殿

貴機関における動物実験の実施体制に関して、提出された自己点検・評価報告書に対する検証結果を通知します。

公益社団法人日本実験動物学会
理事長　小倉淳郎

対象機関：国立大学法人　静岡大学
申請年月日：2025 年 7 月 29 日
訪問調査年月日：2025 年 10 月 7 日
調査員：大林徹也、久保　薫、篠原明男

検証の総評

静岡大学は、浜松キャンパス（情報学部、工学部）と静岡キャンパス（教育学部、理学部、農学部、人文社会科学部、グローバル共創科学部）に 7 学部と地域創造学環を有する国立総合大学であり、このうち動物実験は教育学部、理学部、農学部で教育や研究目的で実施されている。動物実験は文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）」に適合した、「静岡大学動物実験規則（以下、「動物実験規則」という。）」に基づき適正に実施されている。また、実験動物の飼養保管は、環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下、「飼養保管基準」という。）を遵守しつつ、管理体制の整備を進め、適正な実施に向けて努力している。学長決定により両生類や魚類を用いる実験、野生動物などの実験動物以外の動物を用いる実験についても哺乳類や鳥類、爬虫類を用いる動物実験と同様に動物実験委員会による審査を行う体制であることは評価できる。しかしながら、実験動物の飼養保管体制の一部に改善の余地がある。今

後は、各飼養保管施設の標準操作手順書等の充実を通じて、適正な動物実験の実施などが、引き続き推進されることが望まれる。

検証結果

Ⅰ．規程及び体制等の整備状況

1．機関内規程

1）機関による自己点検・評価結果

■　基本指針に適合する機関内規程を定めている。

□　機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。

□　機関内規程を定めていない。

2）自己点検・評価の妥当性

動物実験規則は 2007 年 1 月に制定され、これまでに 5 回改正されている。その内容は、おおむね基本指針に適合し、環境省の飼養保管基準を遵守している。最終改正から 6 年が経過しているため、国立大学法人動物実験協議会（以下、「国動協」という。）が提案する最新の機関内規程雛形を参考に改正を検討している。したがって、機関内規程について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3）検証の結果

■　基本指針に適合する機関内規程が定められている。

□　機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。

□　機関内規程が定められていない。

4）改善に向けた意見

国動協が提案する最新の機関内規程雛形を参考に、動物実験規則の早急な改正を期待する。

2．動物実験委員会

1）機関による自己点検・評価結果

■　基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。

□　動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。

□　動物実験委員会を設置していない。

2）自己点検・評価の妥当性

動物実験規則に、動物実験委員会の構成と役割などが規定されており、基本指針で定める 3 要件の委員を含む動物実験委員会が設置されている。したがって、動物実験委員会について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3）検証の結果

■　基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。

□　動物実験委員会は設置されているが、一部に改善すべき点がある。

□　動物実験委員会は設置されていない。

4）改善に向けた意見

特になし。

3．動物実験の実施体制

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。 □　動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 □　動物実験の実施体制を定めていない。
2）自己点検・評価の妥当性 動物実験規則に、動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告等に関する具体的な規定が定められている。また、動物実験の実施に必要な各種申請様式等が適正に整備されている。さらに、「両生類及び魚類を用いる実験等に関する取扱い」が定められ、両生類及び魚類を用いる動物実験計画も審査対象としている。したがって、動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3）検証の結果 ■　基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 □　動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □　動物実験の実施体制が定められていない。
4）改善に向けた意見 特になし。

4．安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。 □　安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。 □　安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。 □　該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。
2）自己点検・評価の妥当性 遺伝子組換え動物を用いる実験と放射性物質の投与実験に対して、それぞれ「遺伝子組換え実験安全管理規則」「放射線障害予防規則」「放射線障害予防規則施行細則」と「静岡大学教育研究用エックス線装置等エックス線障害防止規則」に従い、安全管理に配慮した動物実験の実施体制が定められている。また、動物実験規則に病源体を扱う動物実験等は行わないことが明記されている。麻薬及び向精神薬は関連法令に従い、行政への必要な手続を行っている。したがって、安全管理を要する動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は、妥当である。
3）検証の結果 ■　該当する動物実験の実施体制が定められている。 □　該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 □　該当する動物実験の実施体制が定められていない。 □　該当する動物実験は、行われていない。

4）改善に向けた意見
特になし。

5．実験動物の飼養保管の体制

1）機関による自己点検・評価結果
■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
□　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
□　多くの改善すべき問題がある。

2）自己点検・評価の妥当性
飼養保管施設の設置要件が動物実験規則で規定され、設置や廃止に関連する書式等も定められている。各飼養保管施設に、実験動物管理者が配置されており、特定外来生物法及び家畜伝染病予防法に基づく飼養許可の取得や飼養保管の届出等が適切に実施されている。一方で、標準操作手順書（マニュアル等）、緊急時等対応マニュアル及び動物実験施設における災害マニュアルが作成されているものの、標準操作手順書の逸走防止の記載と緊急時の対応マニュアルの記載内容に一部齟齬があり、逸走時の連絡体制も十分ではない。したがって、実験動物の飼養保管の体制について、「基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。」との自己点検・評価の結果であるが、「概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。」とする。

3）検証の結果
□　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
■　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
□　多くの改善すべき問題がある。

4）改善に向けた意見
標準操作手順書において、逸走防止と行政機関や医療機関などへの連絡体制を含む記載を充実させ、緊急時等の対応マニュアルとの整合性を図られたい。また、各飼養保管施設間で差異のない標準操作手順書の作成も検討されたい。さらに、各飼養保管施設に救急箱などを配置されたい。

6．その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

静岡大学は、2018年に「第2期外部検証プログラム」に基づく外部検証を受検しており、今回は2回目である。前回の外部検証以降、国動協へ加盟して最新情報の入手に努め、動物実験規則や関連マニュアルの整備、教育訓練体制の充実、施設管理の安定化等、全体として着実な改善が進められている。特に、両生類、魚類、及び野生動物などを含めた管理体制の整備が進められている点は評価できる。

Ⅱ．実施状況

1．動物実験委員会の活動状況

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針に適合し、適正に機能している。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
2）自己点検・評価の妥当性 動物実験規則に基づいて、学長の諮問機関としての動物実験委員会が対面あるいは電子メールによる持ち回りにて開催され、関連事項に関して適切に審査されている。また、飼養保管施設の視察も実施されている。さらに、それらについて確認できる根拠資料が適正に記録・保管されている。したがって、動物実験委員会の活動状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3）検証の結果 ■　基本指針に適合し、適正に機能している。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
4）改善に向けた意見 特になし。

2．動物実験の実施状況

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
2）自己点検・評価の妥当性 動物実験計画の立案からその結果などの報告までの一連の流れが、動物実験規則の規定に従って適正に実施されており、動物実験（終了・中止）報告書及び動物実験の自己点検票は 100%提出されている。両生類、魚類及び野生動物を対象とする実験も学内取扱いに沿って適正に行われている。したがって、動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3）検証の結果 ■　基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
4）改善に向けた意見 特になし

3．安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。 □　該当する動物実験を行っていない。
2）自己点検・評価の妥当性 安全管理に注意を要する動物実験は、関連法令等に準拠して適正に実施されており、遺伝子組換え動物実験は一覧表によりその実施が適切に把握されている。また、動物実験委員会と遺伝子組換え実験安全委員会との間では、学術情報部研究協力課を介して必要な情報共有が行われている。病原体を取扱う動物実験は実施されていない。法規制の対象となる動物、家禽、特定外来生物や野生動物の実験及び飼養保管についても、適切に実施されている。したがって、安全管理に注意を要する動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3）検証の結果 ■　該当する動物実験が適正に実施されている。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。 □　該当する動物実験は行われていない。
4）改善に向けた意見 特になし。

4．実験動物の飼養保管状況

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
2）自己点検・評価の妥当性 各飼養保管施設では、標準操作手順書に基づき、衛生管理、入退室管理、温湿度及び照明の制御、動物搬入等が適切に実施されている。また、実験動物飼養保管状況の自己点検票（様式 2-2）の提出に基づく点検が定期的に行われ、緊急連絡先の掲示や入退室記録簿の管理も適切に実施されている。前回の検証時に指摘のあった飼育環境への順化、飼育管理の具体的方法、健康管理、設備点検等については各飼養保管施設で改善されている。さらに、これまで実験動物の飼養保管に関して重大な事故などは報告されていない。したがって、実験動物の飼養保管状況について、自己点検・評価の結果は、妥当である。
3）検証の結果 ■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

□　多くの改善すべき問題がある。
4）改善に向けた意見 特になし。

5．施設等の維持管理の状況

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
2）自己点検・評価の妥当性 各飼養保管施設が動物実験規則で規定している設置基準を満たしていることを動物実験委員会が確認している。また、衛生管理、入退室及び施錠管理、設備の保守点検などが適切に実施されている。さらに、動物実験委員会や衛生管理者による定期的な視察に加え、静岡市による視察も継続して行われており、全体として施設等の維持管理は良好に保たれている。したがって、施設等の維持管理の状況について、自己点検・評価の結果は、妥当である。
3）検証の結果 ■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
4）改善に向けた意見 特になし。

6．教育訓練の実施状況

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
2）自己点検・評価の妥当性 動物実験実施者や飼養者等に対して、基本指針及び飼養保管基準に則した教育訓練が実施されており、その記録も適正に保管されている。テキストや動画教材を用いた講義のほか、APRINによるｅラーニングプログラムにより教育訓練が実施されている。教育訓練項目には、前回の検証時に指摘された「人獣共通感染症に関する事項」が含まれており、動物実験規則に則している。したがって、教育訓練の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3）検証の結果 ■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。

4）改善に向けた意見 実験動物管理者の教育訓練については、（公社）日本実験動物学会の実験動物管理者等研修会などを受講することを検討されたい。

7．自己点検・評価、情報公開

1）機関による自己点検・評価結果 ■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施している。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
2）自己点検・評価の妥当性 静岡大学の情報公開ウェブサイトに自己点検・評価報告書と外部検証結果報告書のほか、静岡大学における動物実験及び実験動物の飼養保管状況に関する情報、教育訓練の実績、動物実験委員会に関することも公開されている。したがって、自己点検・評価、情報公開について、自己点検・評価の結果は妥当である。
3）検証の結果 ■　基本指針と飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 □　概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 □　多くの改善すべき問題がある。
4）改善に向けた意見 特になし。

8．その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果）

特になし。